



## 地域包括支援センターだより

☎ 大崎町地域包括支援センター ☎471-7828

### 暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」についてです。



- **相談内容**…体力的にも自宅での1人暮らしが難しくなってきたので施設を探しています。グループホームがあると聞いたが高齢者は誰でも入れますか？
- **対応策**…グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の入居条件は、介護保険制度を利用した地域密着型サービス（できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス）であるため基本的に施設がある市町村に住民票を持つ住人でなければ入居はできません。

### ！ここに注意！

- グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、少人数（5～9人以内を1グループ）で共同生活を送るのが特徴です。
- 要介護認定（要支援2～要介護5）を受け、かかりつけ医や専門医から認知症と診断されている必要があります。要支援1の人は利用できません。
- 日常生活費（食材料費・理美容代・おむつ代など）は別途負担する必要があります。

☆大崎町内のグループホーム…グループホーム回生園・グループホームすまいる・グループホームるーぴんのさと（大崎）

まずは担当のケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談ください。

【お問い合わせ先】 大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828  
大崎町役場保健福祉課介護福祉係 ☎476-1111 (142)



## 裁判員・検察審査員の候補者に通知が届きます

☎ 大崎町選挙管理委員会 ☎476-1111 (204)

「裁判員候補者」や「検察審査員候補者」は、選挙権を有する人の中からくじで選ばれます。令和5年度の候補者に選定された方へ11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」又は「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」という封書が届きます。

国民が司法に参加する二つの制度です。ぜひ、ご協力ください。

分からないことがありましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

- 裁判員 鹿児島地方裁判所刑事部 裁判員係 ☎099-222-7157
- 検察審査員 鹿児島検察審査会事務局 ☎099-808-3719

### ！裁判員制度

国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度

### ！検察審査会制度

検察官が被疑者を起訴しなかったことがよかったのかどうかを、国民の中から選ばれた検察審査員が審査する制度